

MASUKI INFO. DESK FIGHTING REPORT

聞
こ
ま
に
報
告

No. 180
【発行・編集】
MASUKI 情報デスク
増木直美
大阪府豊中市上新田 2-6-25-113
TEL 090-3621-1509
FAX 06-6835-0974
http://mid.parfe.jp/
mid@jewel.ocn.ne.jp

● 祝祭日には国旗を掲げましょう!

4か国表記の問題について



H28-9-10 東京都 児島謙剛

昨日の日は、久々の大阪出張ということで、仕事が終わった後に、帰りの新幹線まで時間があつたので、「これぞ大阪!」という街の中心部を散策してきました。

- ・そこまでは良かったのですが、途中で気になったことが。それは、大阪の市営地下鉄(大阪市交通局)における、4カ国語表記(=中韓語併記)の“過剰なサービス”です。

この問題は近年、東京でもヒドい状態になってきていますが、大阪では、大動脈路線の御堂筋線からして、この有様ですから、より事態の深刻度が分かるというものです。ここは一体、どここの国なんだ? と言いたくなります。

ところで、皆様は、東海道新幹線(JR東海)が、4カ国語表記(=中韓語併記)を、敢えて採用しない姿勢を貫いていることをご存知でしょうか?

JR東海の考え方は、駅構内その他

での案内表示に関して、「できるだけ大きな文字で表示し、主な情報については、日本語の他に、国際的な共通言語とされる英語と、国際標準に基づいたピクトグラムを併記する」というものです。

JR東海には、中韓語の併記を「リ押し推進している国交省や観光庁などから相当な圧力がかけられているものと思われませんが、私は、それに屈すること無く、上記の姿勢を貫くよう、JR東海に激励の意見メールを送りました。

私自身の考え方については、以下の通りです。

- ・鉄道駅など公共空間における案内表示は、母国語である日本語と、国際標準語としての英語の、2カ国語表記で十分である。

- ・案内表示は、シンプルで見やすく、分かりやすいことが重要。2カ国語であれば問題ないが、4カ国語表記(中韓語併記)では、かえって見にくく、分かりにくくなってしまいます。

- ・駅番号(ナンバリング)や、ピクトグラム(絵文字)を充実させることが、中韓語に偏重しない“真の言語のバリアフリー”につながる。日本が本物の観光立国を目指すのであれば、その姿勢こそが肝要。

- ・4カ国語表記(中韓語併記)を拒むJR東海の姿勢を、媚中・媚韓に凝り固まった売国勢力によって、「差別」の問題にすり替えさせてはならない。

- ・むしろ、中韓語だけに偏らせることの方が、多様な母国語を持つ他の外国人に対する「差別」につながるのではないかと。たとえば、シナ語の表記は、中共の簡体字が基本とされているが、同じシナ語圏でも、台湾や香港では、繁体字を使用している。その人たちに対しては、どう説明するのか?

- ・そうやって「配慮」を重ね過ぎれば、キリが無い。5カ国語、6カ国語・・・

際限なく表記を拡大しなければならず、ますます見にくく分りにくい案内表示になっていってしまう。

- ・少し長くなりましたが、皆様は、いかがお考えでしょうか?

~~~~~  
Tom. 石原隆夫 (O-Tom)  
児島謙剛様の意見に賛成! 本来このような外国絡みの問題は相互主義をベースに考えることが肝要です。かつて仕事で韓国に度々行きましたが駅や街路、公共建築物などで日本語表示などみだす事はありません。中国でも同じでしょう。日本で中韓語を併記しても中韓では日本語併記をするとは思えません。JR東海に対して中韓の旅行者が文句を言ったという話も聞いたことがありません。新宿駅を通る度に、聞こえてくる中国語と韓国語には辟易します。その分肝心な日本語のアナウンスが減り、困っているのは日本人です。中国で日本人は土地を買えないというのに、怪しげな中国人が日本の水源地や原生林を買って開墾規制を無視してのやりたい放題が前から指摘されているが、政府が全く無頓着なのは相互主義を無視した結果かと思えますが、案内表示の中韓語表示はこれらの行為を助長することにも通ずるのではないかと考えています。徹底した相互主義こそが日本を中韓が仕掛ける混乱から救う唯一の手段だと思います。

「M情報」は連合艦隊です。その旗艦が「NPO 法人百人の会 (理事長、辻淳子大阪市会議員)」。2番艦が「英霊を被告にして委員会 (代表中村重行)」、3番艦が「憲法一条の会 (代表小野馨子)」。これらの団体にいただいたご意見等を M 情報の責任で発信しています。

◀M 情報活動報告▶編集指針; 政治や国際問題、市民活動に全く無縁だった一般の人たちに、「おばちゃん語」で政治を届ける

# 政界・議会レポート

## 貧困問題、他

平成28年2月 箕面市定例会(第1回) - 03月03日-02 時

### ◆13番(尾上克雅君)

大綱3項目めは、「子育てしやすさ日本一」と教育の充実について質問します。まず、学校組織力の向上について。

平成28年度モデル校3校を学校力向上パイロット校として指定し、箕面市独自の職員加配による学校のマネジメント機能を強化し、授業力を向上させ、また校務員を2名体制とし、事務補助業務も担うことで、教員が授業に専念できる環境を整え、学校全体として組織力の向上を図ることにし、今まで秋田県由利本荘市への教職員、議員の研修、交流などを行ってきたことが実を結んだと思っています。このことにより、教職員の多忙感も軽減されることでしょう。

ところで、市内全部の学校でこのようになり組みがなされるのは、いつごろを予定しているのでしょうか、見解を伺います。

次に、子どもの貧困問題について伺います。

子どもの貧困問題は国でも課題となり、箕面市議会でも何度となく議論されてきました。その大きな要因である貧困の連鎖に関して、新年度、幼児期から小・中学校、高校まで切れ目なくサポートする専任組織を充足させるとありますが、貧困の連鎖解消のために、具体的にどのような取り組みをいこうとしているのか、見解をお伺いします。

◎教育長(眞田利男君)

まず、大綱3項目めの「子育てしやすさ日本一」と教育の充実についてのご質問のうち、1点目の学校組織力の向上についてですが、現在、学校は校長、教頭の2名の管理職とそれ以外の多くの教職員で構成するいわゆる鍋ぶた型組織となっており、ミドルリーダー層の役割分担や責任が明確化されておらず、校長、教頭に権限と仕事が集まり、学校を取り巻く複雑かつ多様な諸課題に対処することは非効率であるばかりか、健全な教育活動を阻害しかねない状況となっております。また、社会の経済状況の急激な変化と相まって、子どもを取り巻く課題はいじめや不登校など教育的課題にとどまらず、家庭支援など福祉的課題をも含め、学校の組織が一体となって対応する必要が近年高まっています。

こうした状況を踏まえ、学校のマネジメント機能の強化、教員の授業力・指導力の強化、教職員が子どもたちに向き合える時間の確保・充実、学年団をはじめ、授業研究や生徒指導など組織として取り組む体制の構築、組織的な人材育成などを目的に、まずは小学校、中学校、小中一貫校の各1校を学校力向上パイロット校とし、平成28年度1年をかけて実証検証を行ってまいります。

具体的には、教務主任、研究主任、生徒指導主事などを学校の経営陣に、学年主任や支援教育コーディネーターなどをグループリーダーに位置づけて、それぞれの役割を明確化した上でピフミッド構造とし、学校のマネジメント機能を強化しようとするものです。

また、校務員を2名体制とし、これまでの業務に加え、教員が作成する教材等の印刷など事務的な業務を補助することで、教員の負担を軽減し、教員が子ども

に向かい合う時間の確保・充実を図ろうとするものです。

なお、全校展開につきましては、まずは1年間、学校力向上パイロット校において実証検証を行い、その結果を分析の上、改善を加えるとともに、費用対効果も見きわめ、効果が確認できた段階において、財源確保も含めた課題整理を行った上で、実施時期を見きわめていきます。

次に、3点目の子どもの貧困問題についてですが、全国で子ども6人に1人が貧困状態に置かれているとの実態が明らかになり、国においてもその解決に向け、平成26年1月に子ども貧困対策の推進に関する法律が施行され、同年8月には子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定されたところです。あわせて平成27年4月には国、地方公共団体のみならず、経済界、マスコミ、支援団体等が発起人に加わった「子供の未来応援国民運動」が立ち上がり、活動が開始されています。まさに国を挙げて子どもの貧困の解決に向けた取り組みが展開されようとしています。

文部科学省の委託研究によると、家庭の経済状況と子どもの学力には相関関係があるとされています。貧困家庭に育った子どもが大人になり、再び貧困家庭を形成してしまう、いわゆる貧困の連鎖は残念ながら本市においても存在しています。貧困の連鎖を断ち切るためには、ハ

ンディーを打ち破る強い力となるよう、むしろ普通よりも高いレベルで子どもの自信と能力、そして気概を持たせて社会へ送り出すことが必要です。貧困の連鎖を根絶できるか否かは教育にかかっており、また、このことは、一朝一夕に実現できるほどたやすいことではありません。一人の子どもが生まれ、育ち、学び、成長し、社会に出て活躍するまでを育み、支え、見守り続けるなど、長期にわたる取り組みが不可欠です。

このため、まず新年度においては、乳幼児期から小・中学校、そして高校卒業の時期に至るまで、切れ目なくそれぞれの子どもたちの状況を把握し、サポートを行っていくための専任組織、(仮称)子ども成長見守り室を充足させます。この組織の具体的な取り組みとしては、データベースづくり、モニタリング、コントロール機能、連携体制の構築の4点です。

1点目のデータベースづくりについては、今既に実施している生活保護や就学援助制度、ひとりの親家庭への児童扶養手当など、各種事業の情報から対象とすべき家庭を把握し、対象となる子どもたちの学力や生活状況、家庭背景を含めてトータルに情報を集約、集積するデータベースをつくり上げ、継続的に取り組みを進めていく基礎とします。対象者は今まさに問題が顕在化している子どもだけではなく、問題が顕在化・深刻化する前から見守る必要があります。おおむね3,000名程度を見込んでいます。子どもが貧困状態に打ち勝っていくために大切な学力、体力、ソーシャルスキルの習得や見守りの手だてなど、貧困の連鎖を根絶するための施策の課題を明確化してまいります。

2点目は、それぞれの子どもたちの状況を切れ目なく把握し、状況変化を的確につかむモニタリングで、状況が悪化する予兆をつかんだり、事業効果の上昇、下降や停滞などの傾向をつかみ、学力等の習得が着実に図られていくように、個人個人の状況に応じたきめ細やかな対応を図っていくことを考えています。

3点目のコントロール機能では、(仮称)子ども成長見守り室が子どもたちの状況のモニタリングに基づき、学校をはじめ生活支援や学習支援など関連する事業を所管する部署へ支援の開始や強化、変更などの対応を的確に指示する役割を

《次ページ4段目へ》

兵庫県 28 年 2 月第 331 回定例会 (第 7 日 3 月 1 日)

No.3 大谷かんすけ議員

子供の貧困対策についてであります。平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、子供の貧困に対して国が本格的に対策に乗り出しました。また、昨年 10 月には子供の未来応援国民運動がスタートし、まさに貧困に対して官民一丸となって対応する機運も高まってきております。「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第 1 条にあるように、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整える。そして、教育の機会均等を図ることが重要であります。平成 26 年度に私が委員長をしていた健康福祉常任委員会で、この問題を調査研究すべき特定テーマとして取り上げましたが、それ以降、子供の貧困についてはなかなか好転していないのが現状であります。

平成 27 年版子供・若者白書によりますと、子供の相対的貧困率は、1990 年代半ばから概ね上昇傾向にあり、2012 年には 1 の 3%。また、子供がいる現役世帯の相対的貧困率は 15.1%であり、そのうち大人 1 人の世帯の相対的貧困率は 5.9%と、大人が 2 人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっております。また、同白書によれば、経済的理由により就学困難と認められ就学援助を受けている小中学生は、2012 年には約 156 万人、就学援助率は、この 10 年間で上昇を続けており、2012 年度には過去最高の 15.64%となっております。こうした貧困である子供たちが成長して、その家の子供がまた貧困に陥るというケース、いわゆる負の連鎖を断ち切らなければなりません。母子家庭やひとり親の世帯ではパートやアルバイトに追わ

れ、子供の日常生活の世話にすら手が回らないというケースもよく見られます。

県でも、公民館等で子供への学習支援など、さまざまな取組が行われております。しかし、学校や地域で孤立し、深刻な困窮状態にある子供は、なかなかこのような居場所によって来れないのではないのでしょうか。食事付きの学習支援や訪問支援など、待つだけではない一歩踏み込んだ支援が必要と考えます。また、これらの取組は地域により差があり、効果のあった取組については、素早く全県に浸透させていく必要があると考えております。県として、子供の貧困対策について、当局のご所見をお伺いいたします。

No.1 健康福祉部長(大田稔明)

私からは、子供の貧困対策についてお答えをいたします。

子供の将来が生まれ育った環境に左右されず、また、貧困が世代を超えて連鎖することなく、すこやかに育つための環境整備を図ることは、子供の貧困対策として大変重要でございます。

県では、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、ひょうご子ども・子育て未来プランに子供の貧困対策を位置付けて、福祉関係者のみならず、教育・労働等の各分野と連携して、貧困等で学習習慣が身に付いていない子供さんへの学習支援や生活困窮世帯・ひとり親世帯への相談支援、就労支援等を行ってまいりました。

平成 28 年度からは、これまでの支援に加えまして、地域住民の参加を得て、空き店舗等を活用して、食事の提供や調理実習等、生活習慣の獲得支援を行う拠点の整備をいたします。

併せて、新たに連絡調整員を配置し、必要な支援が届くよう、家庭訪問や保護者に対する養育指導を実施いたします。まず、全ての町で開始し、その成果も踏

まえ、市に対して実施に向けた指導、助言を行います。

さらに、NPO 法人等により始まりました子ども食堂の県内全域での拡大を図りますため、その立ち上げ経費を助成することににより、生活困窮世帯の子供に対する食を通じた支援を行います。

なお、国においても、第 2 子以降の児童扶養手当を増額するとともに、年収約 90 万円未満のひとり親世帯について、保育料を第 1 子については現行の半額、第 2 子以降については無償化を図ることとしたしております。

いずれにいたしましても、子供の貧困対策は、NPO 法人、社会福祉法人、地域団体等が協働して取り組むことは不可欠でございます。市町とともにネットワークづくりを進め、支援が必要な生活困窮世帯の子供を早期に把握し、地域ぐるみで支える体制の構築に努めてまいります。

《前頁末尾より》

果たしていきます。あわせて貧困の連鎖根絶の観点に立つて、各種事業の効果検証を行い、子どもたちの実態に合った適切な手だてを長期的な視点に立つて見直してまいります。

4 点目の連携体制の構築については、貧困の連鎖根絶には関係機関の連携が不可欠であり、教育の分野だけでも保育所、幼稚園、小・中学校との連携や義務教育卒業後の府立や私立の高等学校との連携が必要となります。また、教育のみならず、福祉や医療、労働等の分野との連携も必要となり、子ども家庭センターなど多様な機関との連携も必要です。さらには、行政機関のみならず地域での取り組みとの連携も図るなど、全ての力を結集し、総合力が発揮できるよう(仮称)子ども成長見守り室が中心となって連携体制を構築してまいります。

専任組織の設置とあわせて、現にさまざまな家庭背景を抱えている子どもたちが安心して過ごし、遊びや学習ができるように居場所が求められています。現在「子供の未来応援国民運動」の事務局である日本財団から情報収集を行うなどの検討に入っており、具体的な絵案が見えてきた段階で改めて市議会にご提案を申し上げたいと考えています。

子どもたちが貧困の連鎖によって将来が閉ざされることがあってはなりません。箕面市では他市に比べて子どもの貧困状況は悪くはなく、また、地域の子ども見守り活動が活発であり、保護者の教育への関心も高いものがあると感じています。箕面市において、貧困の連鎖が根絶できないとすれば、全国で解消できるわけがありません。子どもたちの未来が輝かしいものになるよう、しっかりと息長く応援し、貧困の連鎖の根絶を推し進めてまいります。



箕面市議会 尾上克雅議員



兵庫県議会大谷勘介議員

各位・各団体等からの報告・ご意見

学習指導要領改訂について(その2)  
9-11 ひまわりひまわりたん島  
◎※トト県教諭 ドンガパチヨ

学習指導要領の改訂に関しての雑感

安全保障関連法案が成立し、今日の厳しい国際情勢に対応し、我が国及び国際社会の平和及び安全のための切れ目のない体制が構築されるようになりました。しかし、我が国の防衛に関する一般の理解は決して十分とは言えません。このことは学校教育がその役目を果たしていないことにも起因します。す防衛に関する学校教育の現状をご報告し、今後の改善に少しでもお役にたてばと考えます。

一 学習指導要領の改訂作業

学校教育は、文部科学省が告示する「学習指導要領」に基づいて行われます。現在、平成30年ころの告示に向けて改訂作業が本格化しています。今回の改訂でも、OECDが学力到達度調査に基づいて提唱した、「キー・コンピテンシー」(求められる基本的な能力)の育成を引き続きねらっています。知識を流し込むことよりも「何ができるようになるか」「何を学ぶか」どのように学ぶかが重視され、アクティブラーニング(課題解決型学習)や教科横断型の学習が多く取り入れられることが予定されています。また、小学校における英語の教科化、特別支援教育の充実なども盛り込まれます。

アクティブラーニングは、児童生徒に考えさせ、プレゼンテーションなどの能力を向上させることに有効であると考え

力向上させることに有効であると考え、一方で、指導する教師が指導のねらいを明確にしながら指導を行わないと、児童生徒にやらせつ放しになってしまう、具体的な学力が身につかない恐れがあると指摘されています。さらに、およそ国の根幹である「元首としての天皇陛下」「領土」「防衛」等について誤った考えが放置されてしまう危険すらあります。こうした、国の根幹となる事項についてしっかりと定め、児童生徒に理解させることを怠ってはいけません。

二 学校の改善は進んだか

元号が昭和から平成に変わったころ我が国の学校教育には大きな課題がありました。地域による差もありましたが、職員団体を中心に国旗の掲揚や国歌の斉唱に強い抵抗を行い、このため、校長を中心にした正常な運営が行えない学校が普通のように存在していました。特に高等学校ではこの傾向が強く、こうした学校では、職員団体が、何も権限がないはずの職員会議を「最高議決機関だから」と盾に取り、校内の予算・人事・生徒の進退までもを我がものにしていました。今でも、採決はしなくても職員会議に隠然とした圧力があり、校長もそれを追認しているケースがあるものと思います。その結果、授業時間の水増しなどの不正が横行し、結果として貴重な予算が教員に浪費される事態を招いていました(梱包を解いていない備品を捨てたことすらありました)。民間会社であれば解雇に相当する行いであると思います。学校の中で疑問を感じている者もいやがらせをおそれ、表だって抵抗することはなかなかできにくい状況でした。

その後、こうした学校の現状を問題視する世論も大きくなり、国旗・国歌の法制

化や学校の改善を推進する首長の登場などにより改善が行われました。平成18年には教育基本法が改正され、「公共の精神」「豊かな人間性の育成」「伝統の継承」などが盛り込まれました。さらに平成19年に、学校教育法、地方教育行政の組織と運営に関する法律、教育職員免許法が改正されました。学校教育法の改正では、各校種の教育目標を明確にし、副校長・主幹教諭・指導教諭の設置など学校の組織ラインを整備できるようにしました。また、学校評価について規定されました。大津市での生徒いじめ自殺事件を受けた、地方教育行政の組織と運営に関する法律の改正では、教育委員会の職務を明確化し、さらに、平成27年の改正で合議制の教育委員の事務局の位置づけであった教育長を、教育委員長たる教育長とし、指揮系統を明確にしました。(大津の事件は、当初、知事が先頭になって究明するパフォーマンスが行われたが、しりすばみになったことは周知のことであると思います。)ただし、左翼系の教育長が就任した場合の弊害は計り知れないことも肝に銘じる必要があります。さらに、教育職員免許法を改正し、教員免許の更新を義務付けました。

これらの施策により、一定の改善は見られ、式典における国旗の掲揚や国歌の斉唱はほぼ100%行われるようになりました。だが、その効果は校種や地域により大きな差があります。いまだに校内の人事に職員団体が投票等の方法で介入している事例、国歌斉唱時に起立していても職員席から国歌が聞こえない学校、国歌を歌わないと平然と口にする校長、来賓席で起立しない教育委員会の招待者をそのまま放置している事例などがあります。校長や教育委員会担当者も、かつて職員団体の活動に熱心であった者や職員団体の役職経験者もいて、職員団体の考え方がただちに払しょくされているとは

はとつてい思えません。

昨今、東京都立学校で入学者査の採点ミスが多発しており、授業を行わない採点日を2日間とすることにしました。かつて、職員団体の活動が華やかな時にも、2日間授業を行わないのは職員団体の活動が激しい学校のみであったのに明らか後退です。何か、職員団体の工作があったのではと勘ぐってしまいます。

制度上は校長・教頭(副校長)・主幹教諭・主任教諭・教諭の職層が定められています。児童生徒の増減に伴う在職者の年齢層が偏っていることもありますが、昇任選考を受けたがらず、東京都の場合、副校長職等の再募集を行う場合すらあります。各職層への十分な昇任者が確保できないばかりか、教諭に留まる者が校務運営に口出しをしようとするなど、ラインを大切にし、責任ある運営を目指しても、なかなか実現できないことが実情です。

県によっては、防衛校長会が組織されるなど自衛官募集をバックアップする体制がありますが、我が国の中心である東京では、教育委員会が積極的に募集に協力し、熱心な教員を支え評価する体制には、とうていなくなっていません。

教科書の内容も、社会科については吟味され、内容に疑義を呈する声もおおく聞かれます。しかし、教科書でも国語の教材、音楽の歌唱教材、補助教材として保護者が費用を負担する資料集やワークブックなど、学校で使用されるすべての教材の内容までなかなか吟味が行き届かないのは現実です。知らず知らずのうちに児童生徒に自虐的な歴史の感情や、無責任に「戦争反対」と唱えるだけの思考が植え付けられている可能性があります。ほぼ、素通りに等しい現状を改めるため、保護者の監視と担当教育委員会での十分な監督が必要です。

目 学習指導要領の改善に向けて

学校教育の内容は、学習指導要領に準拠しています。学校で指導される学習内容を改善するためにはこの学習指導要領の改善がまず必要になります。さらに、学習指導要領の内容を解説し教科書等の編集や学習指導の基本になる各教科の「解説」が文部科学省から発行されます。この解説作成には、教科の研究会の代表等の教員も参画します。今後、元首としての天皇陛下・領土・防衛等国の根幹に関する内容を充実させるためには、協力者の人選にも意を用いることが喫緊の課題だと思えます。この協力者となることが教員養成大学で勤務するお墨付を与えることになり、左翼系の者が入り込んだ場合の悪影響は大きいものがあります(実際にはそつですが)。

教科書は、学習指導要領・その解説・検定基準を基に作られます。著作者自体の課題もありますが、各社とも「売れる」ことが大切であり、元首としての天皇陛下・領土・防衛等について軽視してきた教員層に迎合する内容が多くなることは否めません。検定基準の「近隣のアジア諸国配慮」条項も依然そのままです。

(ここでは、現行(中学校は平成20年9月、高等学校は平成22年6月告示)の学習指導要領、その解説の例を社会科を中心に紹介します)。

(1) 中学校社会科歴史的分野の記述について

学習指導要領、2内容、(5)近代の日本と社会の「力」の項目は「経済的世界的な混乱と社会問題の発生、昭和初期から第二次世界大戦の終結までの我が国の政治・外交の動き、中国などアジア諸国との関係、欧米諸国の動き、戦時下の国民生活などを通して、軍部の台頭から戦争までの経過と、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させる。」と示されています。さらに、(6)現代の日本と世

界「イ」の項目では「高度経済成長、国際社会とのかかわり、冷戦の終結などを通して、我が国の経済や科学技術が急速に発展して国民生活が向上し、国際社会において我が国の役割が大きくなってきたことを理解させる。」と示されています。

さらに、内容の取扱いが次のように示されています。「(5)では、世界の動きと我が国の関連に着目して取り扱うとともに、国際協調と国際平和の実現に努めることが大切であることに気付かせるようにすること。(6)では、イについては、沖縄返還、日中国交正常化、石油危機など節目となる歴史的事象を取り扱うようにすること。」

それぞれ、文末の表現が「理解させる」「気づかせる」等と重点の置き方に違いがあることに注目いただきたいと思います。しっかりと「理解させる」事項が意外に少ないことに気付かれます。

該当箇所に対応する学習指導要領解説の内容は、「昭和初期から第二次世界大戦終結までの我が国の政治・外交の動き」「中国などアジア諸国との関係」「欧米諸国の動き」については、我が国の政党政治が行き詰まりをみせ、軍部が台頭して大陸での勢力を拡張したこと、中国との戦争が長期化したこと、国際連盟を脱退した日本がやがてドイツ、イタリアと三国同盟を結び、アメリカ合衆国、イギリス、そして終戦直前に参戦したソビエト連邦などとの大戦になったことを取り扱う。「戦時下の国民の生活」については、身近な地域の事例を取り上げるなどして、戦時体制下で国民の生活がどう変わったかに着目させるとともに、平和な生活を築くことの大切さに気付かせる。この中項目の学習に際しては、「世界の動きと我が国との関連に着目して取り扱う」(内容の取扱い)ようにする。また、我が国が多くの国々、とりわけアジア諸国に人々に対して多大な損害を与えたこと、各地

への空襲、沖縄戦、広島・長崎への原子爆弾の投下など、我が国の国民が大きな戦禍を受けたことなどから、対戦が人類全体に戦禍を及ぼしたことを理解させ「交際協調と国際平和の実現に努めることが大切であること」(内容の取扱い)に気付かせる。」と示されています。

このとおりに扱えば、大東亜戦争を通じて我が国の立場が扱われることはありません。第一「大東亜戦争」という記述は全くありません。我が国に対するさまざまな工作活動を行い、さらに不戦条約に反する行為から国際連盟を除名され、国際法に反したシベリア抑留等を行った旧ソビエト連邦の行為について一切触れずに終わってしまいます。

(2) 高等学校公民「政治経済」での記述について

一方、高等学校公民「政治経済」では、次のような記述もみられます。

学習指導要領、公民「政治経済」 2 内容、(1) 現代の政治では、「国際社会の変遷、人種、国家主権、領土などに関する国際法の意義、国際連合をはじめとする国際機関の役割、我が国の安全保障と防衛及び国際貢献について理解させ、国際政治の特質や国際紛争の諸要因について把握させ、国際平和と人類の福祉に寄与する日本の役割について考察させる。」とあり、解説でその該当箇所は「我が国の安全保障と防衛及び国際貢献」について、平和と安全の確保が人類の福祉を実現する上で欠くことのできないものであることに気付かせるとともに、日本国憲法の平和主義の理解の上に立って我が国の安全保障と防衛について理解を深めさせる。その際、国際紛争の原因を除去するためになされている外交、人的交流、文化交流、経済協力などの活動や日米安全保障条約や我が国の防衛や国際社会の平和と安全の維持のために自衛隊が果たしている役割など我が国の防衛や

国際社会の平和と安全に関する基本的な事項について理解させ、国際社会における平和と安全を確保しようとする各国と強調しながら、我が国の平和と安全をいかにして実現していくかを広い視野から考察させる」とあります。

現在、「政治経済」は学校によって高等学校の1〜3年で履修しますが、やっとな高等学校になって、我が国の防衛や自衛隊の役割について取り扱う記述が出てきます。しかし、「政治経済」は高等学校での必修科目ではないため、生徒全員が履修してはいません。また、各学校での指導内容について検証されているわけでもありません。

(3) まとめ

高等学校地理歴史科「日本史B」における中項目(5)「第二次世界大戦期と日本」では、「国際社会の動向、国内政治と経済の動揺、アジア近隣諸国との関係に着目して、対外政策の推移と戦時体制の強化など日本の動向と第二次世界大戦とのかかわりについて考察させる。」と示されている。この項目の解説では、「ここでは、昭和初期から第二次世界大戦の終結に至る国際環境と我が国の動向を扱う。『日本の動向と第二次世界大戦とのかかわり』については、第一次世界大戦以降の国際社会や世界経済の動向を踏まえ、我が国と戦争とのかかわりについて考察させる。」とあり、以下国際関係や経済政策に着目して「満州事変や国際連盟脱退など日本の対外政策の推移を国際環境や国内の状況と関連させて考察させる」、外交関係や国内経済、国民生活などに着目し「我が国で全体主義的な国家体制が進展し、やがて米英等の諸国との戦争に拡大していった過程について考察させる。その際、戦場となった地域を含むアジア各地や戦争相手の動向についても考察させる。」と、

「考察させる」学習が中心となつていま  
す。3 内容の取扱い(3)の解説に「近  
現代においては、情報・資料が多量に存  
する反面、根本的に重要な資料が未発表  
であったり、機密とされていたり、人々  
の現実的利害や思想・価値観の対立が絡  
んでいたりして、近代以前に比べて歴史  
的判断の難しいものも少なくないとい  
う事情がある。したがって、近現代の学習  
に当たっては、相異なる価値観や対立す  
る立場の一方に偏しない客観性の高い資  
料に基づいて、事実の正確な理解に導く  
ように留意し、史実の認識や評価に慎重  
を期する必要がある。その上で多様な資  
料を用い、異なった考え方を紹介するこ  
とによって、歴史的事実を一面的に取り  
上げたり一つの立場からのみ理解させた  
りすることを避け、生徒自身が歴史的事  
象の背景や意味を様々な立場から考察す  
ることが出来る歴史的思考力を養うよう  
にすることが重要である。」とあります。

偏つてはいけなさと注はありますが、  
この記述のままでは、史実でない事項や  
他国が意図的に我が国の世論を操作して  
いる事項などが客観的な資料として扱わ  
れる危険をはらんでいます。実際の授業  
では、我が国の立場に則らない考察が行  
われている可能性があり、検証が是非と  
も必要です。学習指導要領の改訂に際し  
ては、大東亜戦争期の我が国の立場を明  
確に理解させるよう内容を示す必要があ  
ります。

平成26年に、「東京都立高校の『政  
治・経済』学期末試験で、安倍晋三首相  
が平成25年12月に靖国神社に参拝し  
たことを批判的に報じた毎日新聞の紙面  
を添付し、意見や説明などを求める出題  
をしていた問題が出題された。」と報じら  
れました。校長すらこの問題が発覚した  
当初、この出題への問題意識が無かった  
ようです。教育委員会が、こうした大き  
な問題の再発を防ぐ手立てをどうとった

のか、少なくとも教育委員会のホームペ  
ージ等から取り組んでいる様子はどうか  
えませんが。学習指導要領の内容を正すこ  
とも、授業内容を確実に検証すること  
も重要です。

今回の改定で、高等学校では「公共」  
を扱う科目の創設が計画されています。  
「公共」の科目はもちろん、社会に関す  
る学習では義務教育段階から、「我が国の  
安全保障と防衛についての理解を深め、  
自衛隊の公共性についての理解を図る」  
ことについて、学習指導要領に確実に盛  
り込むことが必要ですが、現在のところ、  
改訂作業における文部科学省の発表資料  
からは元首としての天皇陛下・領土・防  
衛等の文字は見当たりません。

学校教育を通して、我が国及び国際社  
会の平和及び安全のための切れ目のない  
体制について十分な理解を高めて行くこ  
とが重要です。今回の学習指導要領の改  
定では、各学校でも専門家をゲストテ  
ィチャーとして招く学習も重視されます。  
自衛官による授業が行われ、防衛及び安  
全保障のテーマについて普及が図られ  
ばと考えます。学校教育改善のためには、  
特段の政治的な働きかけが重要です。  
(本稿は東京都郷友会発行、平成28年  
度「私たちの防衛講座」に寄稿したも  
のを修正したものです)

## 8-6 ドンガパチヨ、もう一発!

選挙期間中には沖縄尚学高校が伊波  
洋一氏、島尻安伊子氏、金城竜郎氏の3  
人の候補を招いて模擬投票を行った。高  
校生は3人から直接、政策を聞いた上で  
投票。その結果、自公推薦の島尻氏の得  
票が最も多かった。  
実際の選挙では、若い世代では島尻氏  
と伊波氏が拮抗(きつこつ)し、40代以  
上は伊波氏が圧勝するという結果にな

った。若者の投票率が上がれば、中道保  
守の巻き返  
しは可能なかもしれない。(一)

なるほど・・・

実際に経験した場面です。もう15年  
も前になりますが、私も定時制高校で沖  
縄修学旅行を引率しました。当時定時制  
高校には職員団体に熱心な教員が多く配  
置されていました。実際には教育委員会  
からの支援もない等しい中で、生徒指  
導上の機動力を確保するためには、職員  
団体にも理解を示さないわけにはいかず  
相当いやな思いをしていました。職員団  
体は、生活が厳しい生徒のための運動を  
しているなどと主張する割には、修学旅  
行は多額の費用をかけ沖縄に行くことが  
すでに決まっていました。

沖縄ではだいたいの学校も定食コー  
スを経験します。首里城・平和の礎・ガ  
マの見学・ひめゆり記念館の見学と語り  
部の話・沖縄ワールド訪問・海浜の体験  
です。何よりも課題があるのが現地の案  
内ガイドです。終始左翼の主張が沖縄の  
総意であるかのごとくまくしたてていま  
した。明らかに学習指導要領の逸脱です。  
さて、これも定食コース、嘉手納基地  
を展望する丘でのことです。多くのアメ  
リカ空軍機を展望しながら、ガイド氏は  
基地負担について語りかけました。私は、  
生徒に「確かに多くの空軍機がいる。で  
も、これがないとなれば、そこを空き  
家にするほど国際情勢は甘くないと思っ  
てどうか」と語りかけたところ、それま  
での全ての説明以上に納得している様子  
を見て心強く感じたものです。  
今でも、都立高校では、職員が飛行機  
を用いて「平和学習だ!」の大義名分を  
主張します。その結果、沖縄・長崎・北  
海道等が行く先になつていく学校ほとん  
どです。多額の費用を負担させられ、政  
治的に偏った内容を押し付けられるもの

になつていと思われれます。  
小池知事、野田特別顧問を中心にこの  
実態にせひメスを入れることを期待し  
ます。

また、議員の皆様を中心に、修学旅行  
に行く先が沖縄である学校の内容を十  
分監視し、そのような学校への進学は控  
えるよう提言していただきたいと思  
います(学校の教育内容が信頼に足るもの  
ではないことが明らかなのでは)。正し  
いものを見抜く生徒の感性をしっかり  
育てることが大切です。

今年、本校の修学旅行で広島訪問をや  
めさせ、代わって飛鳥・奈良・京都に点  
在する神社を数多く訪れるプランにさ  
せました。理想は、名古屋から近鉄で入  
り伊勢神宮を参拝し、さらに近鉄で榎原  
市へ入るコースです。榎原市周辺にも宿  
泊施設があり、翌日は飛鳥や奈良へも向  
かうことができます。せひ、我が国の伝  
統文化をしっかり学びたいことができる  
修学旅行を各学校で実現していただき  
たいと思います。

## 自分何ができるのか、 ビジネスナーズ協同組合 8-1 事務局長 五條 剛

自分に何ができるのか?と問うてみ  
ました。  
中国の尖閣領海侵犯に対し、情けない  
ことに日本人はあまり怒りの感情を出  
さず、報道もさらっとだけ、拳句に落選  
しましたが某都知事候補に至っては尖  
閣は中国にあげてしまえと公言し、賛同  
者が出る始末です。このような国にな  
ってしまったことに、靖国の英霊は憤慨し  
ていると思います。  
さて、表題の件ですが、私の本業であ  
る外国人技能実習生の選抜で東南アジ

ア、特にベトナム、カンボジア、インドネシア、フィリピンによく渡航し、政府関係から現地企業代表、実習生希望のいわゆる現地貧困層とよく話をします。近年、こちらから話を振らないでも先方から言われるのは

「日本はいつから気概がなくなったの?」「私たちが祖父から聞いていた日本人と今の日本人は違う」

です。彼らが祖父世代から聞いている日本・日本人は大義の為に命を懸け、自分の為になくアジアの開放の為に戦い白人の手から私たち(アジア諸国)を解放した、守るべきものの為に命を懸けたから怖かったし、だから私たちの祖父も信用していた、ということなのです。

ベトナム人からは「中国の何が怖い?」「日本がアメリカに恐怖を植え付けたのを見たから私たちもアメリカに勝ったし、中国が怖いのは日本よ?自分の土地を守ろうとしないなら政府の意味ないよ?」

フィリピン人からは「自衛隊がかわいそう。国の為に闘つて」という意味を封じられ、まるでボランティア隊だね。」

インドネシア人からは「中国軍以前に不法侵入する漁船すら拿捕して爆破できない。いつからこうなったの?」

「こんな情けない日本は見たくない。」と言われてしまいます。彼らからすると、祖父世代から聞いている日本人の姿と、今の日本人とのギャップに戸惑う場合もあるそうです。

私は42歳ですが、小学校低学年までは、自分の祖父から戦争の話をよく聞き、戦友会などにも連れて行ってもらい、祖父は衛生兵でしたが仲間の命を救った英雄として尊敬していました。それが高学年からは教師から日本兵が残虐でアジア諸国は迷惑しか受けていないのだ、教科書の順番をすっ飛ばしていきなり戦争の授業だけをはじめたりされました。祖父

から聞いていた話と違うことを授業で強制的に聞かされ、反論すると殴られる始末でした。北海道の学校でしたがまさに強制収容所のような、体罰と繰り返しの洗脳教育と、洗脳された後はアメとして好成绩・おほめの言葉が待っているという内容だったのをよく覚えています。

このような日本を守るために英霊は命を懸けて戦ったわけでもないですし、私のような第二次ベビーブーム世代は自分の子供にこれ以上情けない日本を押し付けてはいけない、強い者でも過ちや蛮行には毅然と立ち向かう、そのような姿勢を見せてこそ大人ではないのか?それを訴えてこそ政治家であり、国益ではないか?

と、非常に強く感じた参議院選・都知事選であり、経済では日本以下でも精神面では日本以上のアジア諸国の現実を思い出し、今一度、自分には何ができるか?どんな日本を後世に残さねばならないか?を考えさせられました。

長い道のりのようで、実は最短の道なのが教育から変えていく。私はこれに尽きると考えています。

百人の会の諸先輩方、先生方に依存し任せっきりにするのではなく、まずは家庭や友人など身近な人間から、ゆっくりともいいのでまずは最初の第一歩を踏み出していかないと、少なくとも自分の子供に親の顔はできないな、と考えさせられました。

今日(9月16日)現在両党からの返事を受け取って居りません。おそろく、永遠に受け取る事は無いでしょう。  
~~~~~  
平成28年2月10日

日本共産党
委員長 志位和夫 様

前略 国政への日々のそして真摯な活動をメディアを通じて、視聴して来ている一日本国民です。

貴殿が為して来られている政治活動の内容についての私的感情【評価】を、ここでは記述致しません。

昨日小田急線玉川学園前駅出口付近に於ける九条の会会員有志による街頭活動は憲法九条改正反対署名取り付けを視認致しまして、活動員のお一人に次なる私的想いと要望を口頭にてお伝え致しました。

1 今から34年前に卒論(結語部分の「पी」を同封)で論じた九条改正は未だ実現出来ていません!

2 日本共産党の当該街宣活動を、私は決してその内容を100%受け入れない。一方、地道且つ継続的街宣活動の努力は、日本国民の一人として、評価します。

3 街頭活動のお一人(九条の会)に口頭でお願いした要望事項(志位様にお伝え願います!)
(1)「九条改正反対」と言う中途半端な活動を止めた方がよい!
(2)替わって「憲法九条」前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」の文言の中核的意義に基づき、現日本国自衛隊を可及的速やかに全面的に解散させる国民的活動を日本

共産党が主導するならば、私は当該活動に自主的(極めて不本意ですが?)に参加します。

(3) 若し・若し目出度く現自衛隊を完全に解散したならば、戦争(国際ルール:相手国に外交ルートを通じて事前に「宣戦布告を為す」)が起り得ないので、日本国の超政治的決断「自衛隊100%解散」に対し、世界中の諸国家は、「日本国民は、なんとまう政治的美しい国家なのか!」と絶賛するでしょう!

(4) 一方、無防備国家(軍隊不在)日本の安全は、100%諸外国に依存するので、日本国の外交活動内容の中核的軸足を何に置くのか?と言う超難解な課題に取り組まなければなりません。そして、若し!若し!ある日突然、某外国が合法的(国際ルール)に対日宣戦布告を為す場合、日本国の自衛防衛力は、皆無なので、「降参します!」との超漫画?的政治的発信しか出来ないでしょう!上記私的想いを高読下さり、誠に有難うございます。

上記文中に不適切言辞・表現等々がございますれば、100%私(永井)の責任である事を明確にここに記します。草々

蓮舫氏の「二重国籍」について

蓮舫氏の「二重国籍」に関しては、私はそんなに怒っていません。なぜなら、仮にキチット手続きをしていたとしても、彼女の政策は今と変わってないからです。免許証の更新を忘れたことと交通違反は別問題だと主張します。大事なことは「2番でいいんじゃないですか」という彼女の思想。

彼女の立場上手続きミスは許せない!と思われる方は多いと思います。が、私は、手続きミスを攻める気にはならないのです。

憲法九条改正を実現させる草の根運動の1つ

東京 永井 均

I28-9-16

下記、日本共産党宛て書信をご高読下されば、幸甚です。

杉田謙一の歴史研究・在野の語り

2016.09.16
国籍離脱はサークル退会と同じ
レベルなのか

国籍を持っていてるものが一國の合法政
党の党首になる。そうした国が先進国に
あるのだろうか。国家存立にも最も敏感な
国台湾の国籍を持ちながら、その重大さ
を認識されず平和な日本に住み、国籍離
脱を落として物を捨てるもらった程度の感
覚で事務処理をしてそれで済みます。国家
意識がその程度の認識の人を国会議員に
するのはどうしても私には抵抗がある。
難民申請を出してもずっと許可をされず、
やっと帰化が認められた友がいる。帰国
すればすぐ逮捕される危険性の高まる
中、日本人になろうと語りいざとなれば
養子にと仲間で話していた。彼の妻はい
まだに日本人になれず、早朝バイトで家
計を支えている。息子さんはまだ大学生
だと思つがやっとバイトをしても合法に
なったばかり。祖国に残した同胞を守る
ため彼は日本人籍を手にした今も必死に
活動をしている。

台湾の皆さんにはむしろん敬愛もする。
万が一の際には老兵とはいえ駆け付けて
でも支援したい。先人が台湾を心から大
切にしたその思いを日本人の一人として
受け継いでいるつもりであります。しか
し国籍離脱相手国が台湾だから、まあお
おめには思わない。日本国民として生
きる決断をされた以上、蓮舫氏はコンプ
ライアンスを厳格に守るべきだと私は
言っている。民進党の意識もまったくお
かしい。マスコミとガールとして評判を
呼ぶことができるだろうとの思惑からか
村田蓮舫氏が民進党の党首に押し上げ
る。そして本人の二重国籍への批判を、

「父親が台湾人であることへの差別意
識」だと人種差別問題に転嫁して乗り切
ろうとする。まったくおかしい話である。
二重国籍問題もああ民進党だからありえ
ようと国民は思うのだからとたかをくく
っているようにも見える。

軽快なしゃべりと即座の反応、話題の
転換のうまさも確かに天性のものがあろ
う。たしかに民進党の代議士や支援者の
期待は高いようだ。しかし、これに甘え
て自らを律することができないならば、
民進党は国民から見放されるでありま
しょう。そうならないためにも範を示し
てもらいたいおものだ。

2016.09.15
聖徳太子は「い」なられてからの
敬愛の名 不在論を言う教
師はどうもね

岡崎市の上佐々木町に上宮寺がありま
す。以前は木造でしたが火事で焼失し、
再建をする中でコンクリートの建物とな
りました。現在は浄土真宗の寺院ですが
ここが建立されたのは聖徳太子の発願に
よるもの。

聖徳太子は仏法興隆のために全国を巡
行され岡崎にもみえた。そのおりに一本
の霊樹を見つけ、その霊樹にて自らの像
を作り、ここを仏法の拠点の地とされま
した。残された太子像が見守る地として
上宮寺が建立されたといえます。

上宮寺は、当初は太子信仰の中で、三
論宗や法相宗、また後には天台宗を弘め
ていきましたが、貞永元年(1232)、2
3代蓮行阿闍梨(れんぎょうあじやり)
が親鸞聖人と出会うことによって浄土真
の寺となったもの。なかなか過激で、家
康に対して対峙した一向一揆の拠点と

もなった寺です。その時は僧侶は追放と
なったのですが後に家康によって許され
不況ができるようになり、以来門徒の拠
点となっています。寺院の名は上宮寺。
無論上宮は聖徳太子を指します。

「聖徳太子はいなかった」と学校
の先生が教えているようです。そう、子
供たちは聖徳太子の様々な伝説を「あり
えない」と教えられてそれがそのまま聖
徳太子なんていなかった説を受け入れて
しまつたのです。確かにその時代には聖徳
太子の名は出てこない。この寺は聖徳太
子寺と呼んではいけません。なぜか。当時
は聖徳太子と呼ばれていなかった。厩戸
皇子とか上宮太子とかの名で呼ばれて
いた。死後、その徳の高さをたたえ、「聖
徳」太子と呼び出すようになったので
すから。だからと言って聖徳太子が歴史
上いなくなったとはならんでしょ。子供た
ちに言えばすぐに納得してくれる。しか
し、頭が弱いのか、あえて聖人を教えた
くないのか、毎年のように「実は聖徳太
子はいなかったんだよ」とかかって作ら
れた偶像なんだと教える先生がいる。お
かしな教育です。

たまに保守の方でも「平成天皇が」と
語る方がみえますが、天皇のお名前は退
位なされたり亡くなられてからお慕い申
上げふさわしきお名前にておよび申し
上げる。自ら生前にかくよびなさいと言
われたのは後醍醐天皇など少人数です。
あくまで「今上陛下・今上天皇」と申し
上げるべきであります。

2016.09.14
二重国籍維持者は国会議員にす
べからずはなさい。

午前7時より資源ごみ収集。プフと紙
ベットのポトル。今日は2袋水洗いしてな
く袋も違う。本来洗って入れ替得ねばな
らないがそこまで衛生委員がやる必要が

ない。放置しておく。昨日の続きの草
取り。溝の草取りと泥の書き出し。M町
の側溝はまったく掃除してなくて、必死
に行う。〇〇託さんに隣接する道路の
側溝はやらすにおく。大企業ができな
いわけない。しばらくたってもやってく
ださなければその時は考えるが。以前
この会社に勝手に図面を変えられ土地
を取られた。何度再測量を頼んだが父
のハンコがあると拒絶され、あきらめ
減らされた土地で登記を申請。しかし、
今度は市が不正図面を見抜き登記を拒
絶。命令により再度測量となり、私の
主張が通り決着。5・60万円わたしが
かぶるだけで済んだことがある。その際
も支社長は謝りにも来なかったなあ。ま
過去の話しだが礼儀知らずの会社には
協力する必要はない。新規に葬祭店がオ
ーブンするのでその関係者に側溝の
掃除をもお願いした。おそろしく開店以降
も清掃を担ってくれそう。ありがたい。
通信作成に入る。今日中に製本を完成し
たい。

◎ 二重国籍問題 産経より

「二重国籍の方が自衛隊最高指揮官にな
ってしまつ」 国会議員対象の禁止法案
提出へ 維新の馬場伸幸幹事長

日本維新の会の馬場伸幸幹事長は1
4日の記者会見で、民進党の蓮舫代表
行に台湾籍が残っていたことが判明し
たを受け、国会議員の二重国籍を禁止
するための法案を国会提出する意向を
重ねて示した。首相が国会議員から指名
されることを踏まえ「二重国籍の方が自
衛隊の最高指揮官になることは違和
感がある。積極的に法整備したい」と
述べた。

同時に、蓮舫氏が自身の国籍に関する
発言を相次ぎ修正したことに関し「『仕
分けの女王』と言われる歯切れのいい方
だが、『自分のことはきちんと説明なさ

れていない」と批判した。いいですね日本維新は。

まさにわが意を得たり。同時に閣僚になるには本名使用を義務付けるべきであります。

村田女史は国籍抹消について、「日本は一つの中国」論に立っているから日本国籍を取得した際に中国籍が扱われたはずとおもっていたなどと話していた。台湾が中国の支配下にあるこのありえない認識の政治家なのか。国際的な力関係のはざままで必死にチャイナの侵略を拒絶し、台湾の自立を目指す大多数の台湾の皆さんに対して誠に失礼な、国際情勢認識がまったくなっていない発言ではないか。

一重国籍を持っていたことへの自己正当化をチャイナと台湾の対峙のせいに行けるとはドコイすぎる発想。台湾への思い入れがない政党なんでしょうね。新進進党は。

**2016.09.08
閣僚や委員長の党首は通称使用を避けるべし**

村田蓮舫女史の国籍問題が問題になっている。もし台湾日本の両国の国籍を持ったまま閣僚になっていたり政党の党首になっていたりすればこれは大問題である。さらに日本人なら本名で国会議員になるべきである。略称やペンネームで議員となった議員活動するのはおかし。学歴詐称や資産公開の不正以上に問題行動ではないのか。

オンラインブックでその国籍を取得して一定期間たたないとその国を代表する選手として参加はできない。いわんや国益にかかわる行為を行う政府の閣僚になった者が一重国籍を持ったままであったとすればこれはおかし。日本国民であるか否か二重国籍であったか否かを説明できない者に日本の政党のトップをまか

せるなど論外であろう。

選挙管理委員会や参議院事務局議員課、内閣官房政府控室に問い合わせしてみた。戸籍提出は全記録でなくてもよく、現在の戸籍の提出でよいことになっているから本人の履歴は提出不要。よって国籍の取得年月日などは不明。選挙管理委員会は通称もOK。参議院議員としての活動は、議会運営理事会で認められれば可能。閣僚になって国会議員の経験がある人はその通称使用は使用可。本名以外の使用では旧姓使用の議員や、ひらがな表記の議員もみえ、通称での使用も扇千景女史などの例があるとのこと。大臣として公式文書に署名する場合は本名にするこ

とも可能。無論しなくても「何とか大臣」の名をつけて記載するから問題なしとされるのだそう。そんなんでいいのでしょうか。仮にも日本の国民の針路決定にかかわる大臣が通称で物事を決め、国民に命令するので。防衛大臣になったり方が一日本を代表する総理大臣になったりして、自衛隊員や国家公務員に時には死をも顧みない危険な業務につかせる命令を出すのです。そういう立場です。法務大臣なら死刑執行の命令書に記載するのでしよう。たとえ違法でなくてもモラル・倫理の問題です。名前は単なる記号や認識番号ではない。

やはり、閣僚や重要ポジションにつく人は本名で活躍してもらいたいものです。二重国籍問題はぜひぶん前に大問題にしたいではないか。蓮舫氏はまずは日本人になった時期を明示し、二重国籍の時になかったならばその事実を国民に示すべきであります。一重国籍者がなぜ出るのであるのか、法務省に電話して聞いてみたところ、法務省としては日本国籍を取る時点で他国の国籍は放棄するように必ず伝えてあるという。それでも二重国籍者がいるのはなぜか

と問うと、離脱すべき国の法制度の問題がありぬくことが難しいとの返事をもらった。たとえばいかなる国かと聞くとブラジルやペルーなどと答えをもらう。台湾は聞くと日本国籍取得時に国籍離脱をするように指導は必ずしているが結果は把握していないとの返事である。なぜに離脱を証明を受けてから日本国籍を与えないのかと問うたが国情の違いとの理由で事後もチェックできていないとの返事であった。

「ご本人がいつ日本国籍を取得し、他国の国籍を放棄したかについては各市町村の発行する戸籍謄本を見れば記載されているとの返事をもらう。二重国籍者がなぜ国会議員になれるのかを聞くと、それについては法務省の管轄になく、総務省の管轄だそうと答えをもらえなかった。総務省の選挙課に同じく問い合わせると、法制上参議院議員立候補者は万三〇歳以上の日本国籍を有するものとなっており二重国籍を有しているか否かは無関係なのだそう。国籍があるか否かは謄本または抄本の提出で確認するそうだがたとえ二重国籍であっても日本国籍を取得してさえいれば立候補に際して問題がないのだというのである。

通称利用が政党の党首や閣僚になっても許される理由を問うたが、今まで問題になったことはないとの返事。国家の要人になる段階で二重国籍や通称などは、廃すべきではないかと要請したが、法改正を伴うことであり管轄外との返事。なんとというタラタラなルールであることか。

ならば法により国会議員や地方公共団体の長になる際には二重国籍ではない証明把握を国籍取得日時他国の国籍喪失日時がわかる謄本提出により行い、閣僚や地方公共団体の長などになる際には本名使用を義務付ける必要があるであろう。

産経新聞正論誌編集室にも同様の内容を伝え、ぜひキャンペーンをなしてもらいたいと要請しておいた。法改正が希望に添えるかわからないが、二重国籍問題は次号のテーマになるであろうとの返事をいただく。

必要なテーマであるよつですので皆さんもぜひ正論や他のマスコミに二重国籍禁止や閣僚の通称禁止などのキャンペーン実施をお願いしていただきたい。

旧姓を使用する女性議員

しばしば女性議員で旧姓を使用している人がいる、実は我ボス、その法人百人の会の理事長、辻淳子大阪市議も辻は旧姓で、本名は松山。父、辻昭二郎氏の地盤を継いだ。これが許されないと、夫婦別姓もありかなという議論になりかねない。

確かに杉田氏の言うように、政府高官になると、「本名を使え!」というのも納得できる。 増木

**2016.09.02
西郷の「征韓論」を正しく教えねば**

今年から東京書籍の中学歴史教科書の「無条件降伏」の記述が少し変わった。日本国軍隊の無条件降伏 表記となった。しかし、教師がこれを教えるか、また古い教科書で学ぶ中三生徒に、その変更の趣旨内容が伝わるかと言えは不可能。

愛知の高校入試の文面は変わるでしょうが。そう以前に入試問題の表記に政府の無条件降伏とあり、県教委に抗議し、東京書籍の記載者に伝わり、変更になりました。しかし、まだ、生徒が誤解する表記がある。その一つが「征韓論」

さて、九月二十四日は西郷隆盛の命日です。西南戦争は西郷が育てた優秀な私学校生徒ら一万二千人が立ち、明治政府に異議を申し立て、第二維新を成し遂げねば日本は蘇らないと立ち上がった戦であります。

来年が没後百四十年。九月二十四日が西郷隆盛の命日です。七カ月に及ぶ激戦の末、西郷は被弾し、割腹。介錯は別府晋介。西郷の主張した「征韓論」の文字から、西郷は朝鮮の征服を目指したただの侵略者だのと今の学校教育では教えられてしまっている。実に情けない。

李氏朝鮮は明治以来日本との交流をかくくなままでに拒否。しかしロシアの南下、侵略の前に日本は日朝関係の改善をなんとしても急がねばなかった。

西郷は自ら遣朝大使として朝鮮に渡り、誠心誠意日本の朝鮮の友好を実現しようとした。しかし朝鮮は日本の開国を欧米列強の植民地となったと解釈、国書すら受け取ろうとしなかった。

「皇」の字を使えるのは清国のみと、国書に理不尽な批判を加えて、清国の属国の立場を貫こうとした。今でも「天皇」の表記はせず「日王」と表記する。自国が大陸 政権に隷属する地方政権の「王」にすぎぬ国家であり、中央国家に隷属する一地方政権にすぎず、国号も「朝鮮」の名を持つから日本に皇帝と同格以上の「天皇」の名を使わせないと屈折した思いからなのであるという。ちなみに我が国もかつては「邪馬台国」と馬鹿な邪(よこしま)な国と記載されていた時代があった。国王も卑弥呼(いよいよ卑しいと呼ばれる)女王と、勝手な漢字名をつけられたこともあった。これらはいまだに教科書に載るが、ヘイトスピーチの最たるものでありましよう。文献で使われているから致し方ないことだが、少なくとも教師はこのことは教えておかね

ばならないことでありましよう。

西郷の征韓論を「韓国征服論」と教える教師がほとんど。これとて社会科学を教える教師は言葉のイメージで誤った教え方をなす典型例。

西郷は開国の必要性を単身渡朝し、語れば必ず分かり合えると信じていた。しかし、これを止めた大久保と対立、下野したのであった。

西郷の「征韓論」それはけっして軍を伴わぬ、単身渡朝の対朝鮮談判政策であります。

これを侵略などと語る人たちは勉強不足であるといえましよう。しかし悲しいことですが、学校で侵略と習った人は試験ではそのように書くしかありません。一生その認識で誇りを失われ、韓国人への劣等感を抱いて生きる。大問題であります。歴史の正当な判断は雰囲気ではなりません。

明治政権側から見れば「不平士族」なのでしようが、本来の大局的な目で見れば英明な「第二維新」これで見なくては藩閥政治など中途半端な維新理念の未完成が浮かんでこないのではないのでしょうか。

西郷隆盛の靖国神社への合祀の道はこれから再評価するところから始まるのでしようか

2016.09.01 陛下の意思 感動の御製

私はもう40数年も前から建国祭にかわり続けてきました。愛知県下では紀元節奉祝の集いも10市町村で開催されるようになってきましたが、そのうち8割は私どもの関係者がお手伝いさせていただけるようになりました。

その際にうたう紀元節の歌も歌い続けてきました。

その作詞は高崎正風、作曲は伊沢修二

先生。

伊沢先生は今の愛知教育大学の学長を務められも、その縁で台湾柴山巖教育がなされ、西尾小学校初代校長の関口長太郎先生も渡台、無残な虐殺にあわれまされた。しかしきわめて尊い台湾の魂を育てられた人材となられたのですが。

高崎正風先生についてはえらい歌人だったのだからと漠然と思っていました、明治天皇の御製で

四方の海 みなはらからと おもふ世に
など波風の たちさわぐらむ

があり、初めて知ったとき驚きました。臥薪嘗胆の10年を経て日本はついにロシアの南下侵略に対して国家存亡をかけた戦うように決したのでした。しかしこの時も、明治大帝はずっと和平を求めよと国交断絶のゴースインを出されぬ。内閣が決定してご裁可を求めても明治天皇陛下は許可されぬ。

昭和天皇が内閣総理大臣を東條閣下に御下命なされ、戦争回避を求めようにご配慮なされたのと同様だったので。

ついに露西亞の侵略の実がはっきりして、もはや手遅れと思われた段階になってはじめて明治大帝はご裁可になられたのでした。しかし陛下は敵味方なく多くの人命が失われる現実の報告を受け、常に悲しんで見えたと聞きます。さてその悲しみや煩悶を陛下は和歌に書かれていたの

でした。その歌のすばらしさに感激した記録がかりの若き千葉胤明氏は、何とか御製を世に出したいと頼み込んだのが高崎正風先生だったわけです。

一首二首などが漏れ出るのには致し方ない、伊藤博文はお咎めを恐れて正風に忠告するのですがしかし正風先生は一気に

100首以上を陛下の許可なく発表してしまわれたのです。陛下の素晴らしき和歌を世に知らしめることは良き事、たと

へお叱りがあろうとも。陛下の意お耳に入れば切腹もの。しかし、やはり陛下のお耳に到達し、召し出されることに。

陛下がおつくりになられたお歌は10万首。それほど多くの御製をおつくりになられたのは発表用ではなく日々の自戒を詠まれたもの。国民に示すものではないとおもわれてみあたようです。しかし許可なく発表されたご老体の先生は、結果黙認、おとがめなしとされた。その公開された御製の中に「四方の海」の御製があったのだそうです。

御製を知った東京帝国大学のイギリス人講師アーサー・ロイドが感銘を受け、これを英訳し、各国のリーダーに送った。アメリカのセオドアルーズベルト大統領にも。大統領はこの御製を知り、感動して、これは日本のために終戦の努力を惜しんでならぬと決断。日露戦争の終結の労をとったのだといえます。ちなみに日本国内の講和条約への期待は尋常ではなかった。一〇年にわたる三国干渉の屈辱を晴らすに足る講和条約が結ばれるべきと。

ポーツマスにわたったのは小村寿太郎。日本はかろうじて日露の戦に奇跡的に勝利したが、決して大勝したわけではなく講和も決して有利に交渉できるものではなかった。これに耐えつるのは小村をおいていない。交渉結果に不満をもつ国民は日比谷焼き討ちなどの暴動を起すほどであった。その中で小村の帰国は悲惨にして身に危険が迫るもの。しかし小村を皇居に迎え労をねぎらわれた明治大帝のお姿を国民が知るにつけこの抗議活動は収まっていくのです。

ちなみに小村は国民の非難は承知の上。「この日本人の熱気が南樺太の回復などの交渉成果につながった」と語っていたそうですが。

※10行カット。断腸で申し訳ない。

今月の新聞報道・ニューズ等

「美しき勁き国へ 桜井 よしこ」を読む H28-9-10 広島 奥中正之

戦争はその国が持てる戦争遂行能力と、その国の指導者の意思によって勃発すると言われます。下記の論者を読まれて、リベラル思考の方は「右翼の論者：桜井氏が無用に危機を煽り、国民を不安に陥れて、憲法改正に導き、日本を戦争が出来る危険な国にしようとしている」と批判されるかも知れません。しかし桜井氏が縷々述べられていることは、中国の軍事能力の現実を述べて居られると私は考えます。

能力があれば後は指導者の意思しだいとなります。そして中国の指導者にとっては軍事行動に関する意思決定の敷居の高さはわが国とは比べようもないくらい低いものです。大東亜戦争後、日本は一度も戦争はしていません。竹島を韓国に不法に奪われても、軍事行動により取り戻すことはしませんでした。しかし中国は、チベットへの軍事侵略、朝鮮戦争への介入、ベトナムへの軍事進攻、ロシア並びにインドとの国境軍事紛争と絶え間なく戦争を行った国です。安全保障政策は最悪の事態を想定して策定するのが鉄則です。桜井氏の論者は必見の価値がありますし、提起された事項について真剣に考える必要があると私は考えます。

竹島の先例は、中国共産党と人民解放軍は研究済みでしょうから、尖閣を軍事力によって奪取しても、日本は何も出来

まい。と考えている可能性は大きいです。後はタイミング次第でしょう。

桜井氏は論説の締めくくりで述べて居られます。

「自民党の歴史的使命は、この大危機の前で、憲法前文と9条2項の改正が日本の運命を決することを国民に誠心誠意説くことであろう。」

まさに正論だと考えます。

美しき勁き国へ 桜井よしこ 自衛隊 I28-9-5 産経

◎大規模改革急げ

戦後、日本の安全はアメリカが守ってきた。どこから見ても極めて奇妙な他国依存の安全保障環境を日本国民は空気のように当然視してきた。しかし、アメリカは中国の尋常ならざる軍拡に対応すべく国防戦略を根本的に見直している。結果、日本は核兵器を除く分野で国土防衛のほとんど全てを自力で行わなければならなくなっている。戦後初めての局面だ。この大変化に対応できなければ日本は生き残れないが、わが国はまだ対応できていない。これでどうして日本国と国民を守り切れるのか。政府中枢の、とりわけ国防の責任者は眠れぬ夜を過ごしているのではないかとさえ思う。

戦後最大の危機である安全保障環境の変化に警告を発してきたのは日本戦略研究フォーラム政策提言委員で元陸上自衛隊西部方面総監の用田和仁氏らである。氏は米軍の前方展開を阻止するための中国のA2AD（接近阻止・領域拒否）戦略に対して、アメリカ力が後退し続けると指摘する。

従来日本は、中国が第1列島線に進出するとき、いち早く米空母が来援し、

米軍が対中国戦で主導権をとり、米軍が中国本土を叩くことを前提に作戦を立てていた。それが米戦略のエアシーバトル(ASB)だと捉えていた。ASBはアメリカ力の核抑止力が有効であることを前提に、通常戦力による軍事バランスを維持して紛争を抑止し、長期戦で中国の国力を疲弊させ、終戦に導く戦略だ。

一方、中国のそれはShort Sharp War、短期・高強度戦法と呼ばれる。核以外の全ての力を集中させて短期決戦の局地戦で勝つという考えだ。現在の米軍の作戦では、中国にミサイル発射の兆候が確認されれば、空母も海空軍も第2列島線の東側に退き、眼前の敵には日本が立ち向かう構図である。

であれば、日本の防衛の根本の見直しが必要なのは明らかだ。自衛隊は装備も隊員も圧倒的不足の中にある。加えて憲法も自衛隊法も専守防衛の精神にとっぴり浸り、自衛隊の行動も攻撃能力も厳しく制限されているではないか。アメリカ力は第1列島線防衛を長期戦で考えるが、最前線に立つ第1列島線の構成国は日本、台湾、フィリピンだ。日本以外の2カ国はもとより、日本に、「長期戦」に耐える力などあるのか。

週刊誌『AERA』の世論調査では、自衛戦争も認めない日本人は男性で3割、女性で5割以上を占めていた。こんな状況で、厳しい制限下にある自衛隊が第1列島線を守り切ることなど不可能だ。そのとき、日本国は中国軍に押さえられる。

悪夢が現実になるかもしれない局面が見えてきているいま、警鐘を乱打し、国民に危機を伝えることが政府の役割であろう。中国軍の下で日本が何をさせられるかについてはアジアの同朋の悲劇を思い起こすのがよい。かつてモンゴルを占領した中国はモンゴル軍にチベットを攻めさせた。日本をおさえた段階で、中国は自衛隊を中国の先兵として戦線に強制的

に送り出すだろう。悲惨である。国防の危機を前にして戦わない選択肢はないのである。オバマ政権も日本も手をこまねいた結果、中国は多くの分野で優位性を手にした。2020年の東京オリンピックまでには日中の軍事力の差は1対5に拡大する。孫子の兵法では速やかに戦って勝ち取るべき、中国圧倒的有利の状況が生まれてしまう。力をつけた中国が日本を核で恫喝することも十分考えられる。ミサイルなどを大量に撃ち込み到底防衛しきれない状況に日本を追い込む飽和攻撃も懸念されている。わが国の弾薬備量の少なさを中国は十分に知っているため、日本の弾が尽きる頃合いを見てさらなる攻撃をかければ、日本は落ちると読んでいるだろう。

一旦達成すればどの国も挑戦すらできない一大強国を出現させるのが人工知能とスーパーコンピュータによる「シンギュラリティ(特異点)」である。そこに中国があと数年で到達する可能性を、3期連続世界一の省エネスーパーコンピュータをつくった齋藤元章氏が警告する。シンギュラリティとは全人類の頭脳を合わせたのよりも優れた知能を1台のスーパーコンピュータが持つに至る現象を指す。

中国が2020年までにそれを達成し、世界を支配するかもしれないというのだ。中国よりも早く、わが国がそこに立たなければならず、総力で挑むべき課題はここにもある。いま、国家としての日本の力があらゆる意味で試されているのだ。ただ、同盟国のアメリカが大統領選挙もあり機能停止に陥っている。2人の大統領候補はTPP(環太平洋戦略的経済連携協定)反対の姿勢を明確にした。中国が係争の海にしたアジア太平洋のルールを、日米両国が先頭に立って確立すべきいま、よりによって米国がその

《次頁2段目に続く》

連合艦隊各艦の予定・活動報告

NPO 法人百人の会

●第26(通算93)回定期理事会
10月15日(土)午後

鵜野飛行(加西市)場慰霊と見学

◎神風特攻隊「白鷺隊」の基地

今回は送迎車両準備の関係で要予約
※理事会は原則2〜3か月毎に開かれ、会の重要案件を議論します。また、ゲストをお招き、時の時事問題を講演していただきます。理事会は理事の方はもちろんのこと、理事以外の方のご出席も大歓迎です。

英霊を被告にして委員会

【東京】

●第11回口頭弁論(結審) 東京地裁
12月2日(月) 14時〜
(13:30頃傍聴抽選)
報告会 弁護士会館(裁判所裏) 時間等未定

【大阪】

●第2回控訴審 大阪高裁
平成28年12月8日 14:00〜
(13:20頃傍聴抽選)
※予定は変更になる場合があります。直前に日程を再度確認ください。

憲法一条の会

●「菊の季節に皇室を語る」
第2回勉強会
平成28年9月24日(土) 14時30分

会場 サムティフエイム新大阪 ホールB
内容
第一部 序章編「あなたは現憲法容認? 無効派?」 徳永信一 弁護士vs 黒田秀高 京都伏見稲荷大社禰宜
第一部:「一条を守る」戦略編

美しき勁ぎ国へ桜井よここ 自衛隊
H28-9-5 産経【後編】
《→前頁末尾より続く》

ルールを放棄しようという。
国際力学の再編は読みにくいだが、日本の役割の重要性は明らかだ。日本の課題は、中国の脅威に侵食されない力と意志を持つことに尽きる。そのために、日本が直面する危険な状況をできる限りの情報公開で国民に伝えるのがよい。中国の攻撃力のすさまじい実相を共有できれば、国民は必ず賢く判断する。東シナ海の間隙線上に中国が建設した海洋プラットフォーム、東シナ海上空での中国戦闘機による自衛隊機への攻撃的異常接近、尖閣に押し寄せる海上民兵、日本が成すすべもなくなる飽和攻撃、対日核攻撃の可能性も含めて、危機情報を国民の目から隠すことは、国民の考える力をそぐことである。国民とともに考える状況を作らなければならぬ。そのうえで、誰よりも一番戦争を回避したいと念じている自衛隊制服組の声に耳を傾けよ。戦争回避のために必要だと、彼らが考える防衛装備と人員を整え、防衛予算を倍増する程の大規模改革を急ぐべきだ。
自民党の歴史的使命は、この大危機の前で、憲法前文と9条2項の改正が日本の運命を決することを国民に誠心誠意説くことである。

編集後記

全号は、箕面市の選挙があり、発行が大幅に遅れた。M情報は毎月20日を発行日としているが、10日頃には発行したいと思っている。今月は何とか挽回し、20日には出せるだろう。8〜9月にかけての大きな出来事は、小池知事の特別秘書、野田数氏が死にかけていること。

昨日ある用事があり電話をしたら、「3ヶ月一日も休みがない。死にぞつた。」と、元気に嘆いていた。
豊洲が大変なことになってきた。小池知事を支えて、野田数特別秘書にはしっかりやっていただきたい。大阪の橋下がやったように、徹底的に膿を出してほしい。頑張れ小池、頑張れ野田。関西は応援しています。

活動資金の協力をお願い

まずは、平素より私どもの活動に力強いご支援を賜り心から御礼申し上げます。
『M情報』は、後記のサポートしている団体にご縁のあった人の名簿を管理し、『M情報活動報告』を現在のところ毎月全国約5千(目標1万)部発送しております。
このレポートにもありますように、私もは子供達に誇りある国を残すため、日夜命がけて戦っています。ところが問題は活動資金。今まで以上にがんばります。何卒資金のご協力を伏してお願ひ申し上げます。

※ この、M情報機関紙は新聞の形態をとっています。特記「購読料」は設定していません。カンパをよろしくお願ひいたします。

原稿・同封資料の募集について

掲載ご希望の論文、情報等ございましたらごんごん表記事務所までお送りください。また、弊紙は郵メールで発送いたします。

◆ 前記口座、または同封の郵便振替にてご協力ください。

諸情報のメール配信について

『M情報』では、日々、全国各地の仲間から、または情報収集の専門家から情報が送られてきます。それをメールで転送します。内容はいろいろも詳しく多種多様。「量が多過ぎる」とお詫言を致しませ

郵便振替 00980-8-245547 MASUKI 情報デスク
三菱東京UFJ銀行 土田田支店 0044349 普通 増末重夫
099-0245547 MASUKI 情報デスク

- カンパ金の主な使途
下記サポート団体の、
・ 活動の資料等の発送費・道路、公園
使用申請料・交通費、通信費・資料、
CD等の制作費・備品購入費等
○M情報がサポートしている主な団体
・ NPO 法人百人の会
・ 救国会大阪
・ 米国に原爆投下謝罪を求めると
・ 憲法一条の会
・ 竹島を奪還する会・関西
・ 靖国神社に眠る御霊に感謝する会
・ 大阪の公教育を考える会、他